

中小河川における局地的豪雨対策の検討について

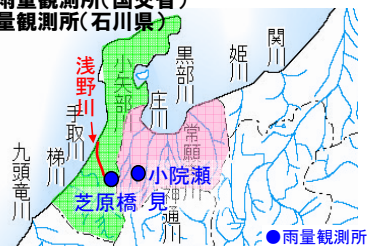
平成20年7月末及び8月末の局地的洪水被害

前線等の活発な活動に伴い、時間雨量100mmを超える局所的な集中豪雨により、洪水被害が発生。愛知県岡崎市では1時間雨量**146.5mm**の猛烈な降雨を記録した。

7月28日、石川県金沢市、富山県南砺市
における洪水被害

小院瀬見雨量観測所(南砺市)において、
時間雨量132mm、芝原橋雨量観測所(金
沢市)において**時間雨量114mm**を記録

※小院瀬見雨量観測所(国交省)
※芝原橋雨量観測所(石川県)



浅野川大橋の流木堆積状況(金沢市)



土砂災害により人家2戸一部損壊(南砺市)

浅野川の氾濫により、金沢市で**床上浸水500戸**、**床下浸水1,467戸**の浸水被害が発生。石川・富山の両県において、**55箇所**の土砂災害が発生し、**20戸**の家屋被害が発生。

8/30金沢市発表

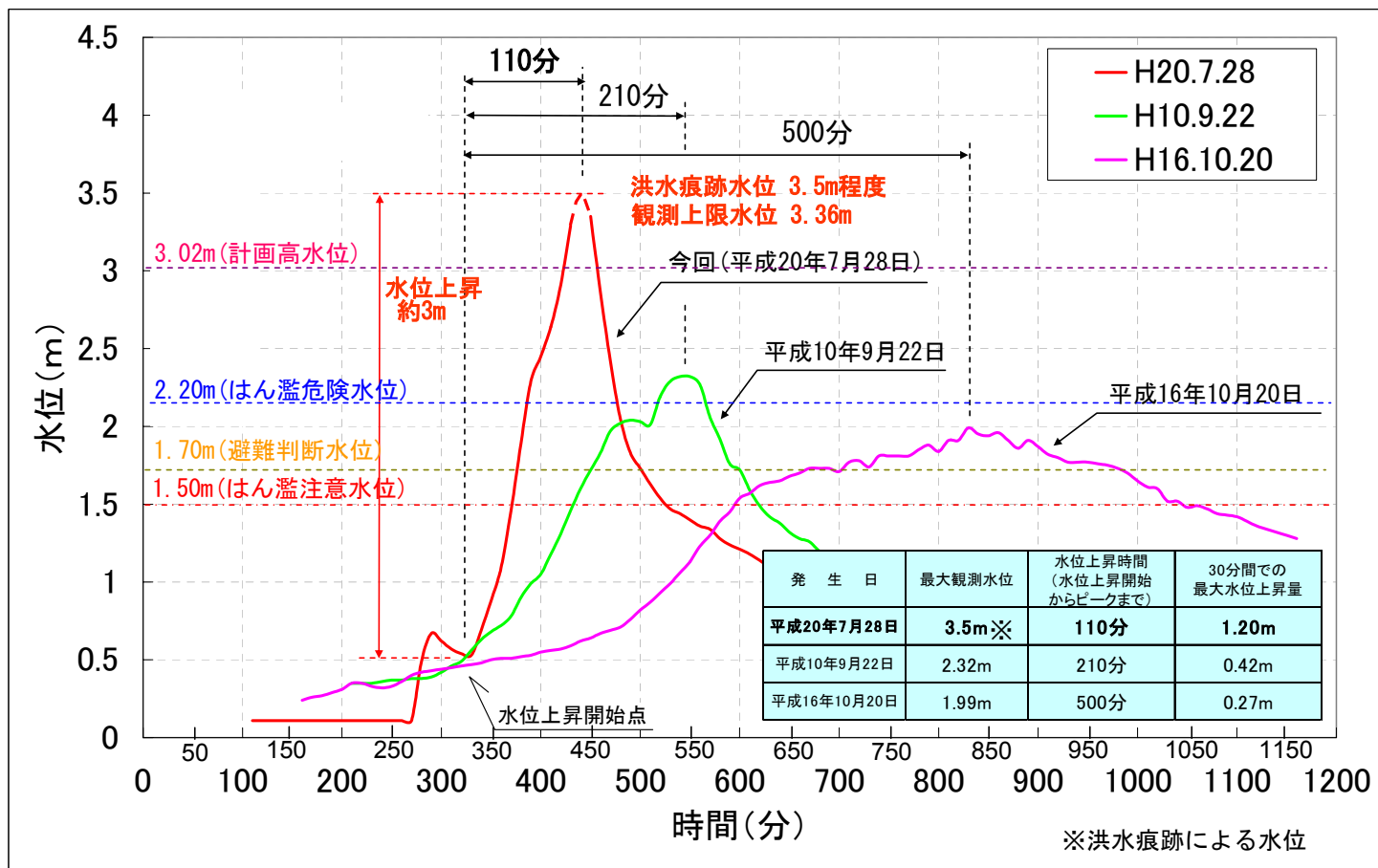
8月29日 矢作川水系伊賀川(愛知県岡崎市)にお
ける洪水被害



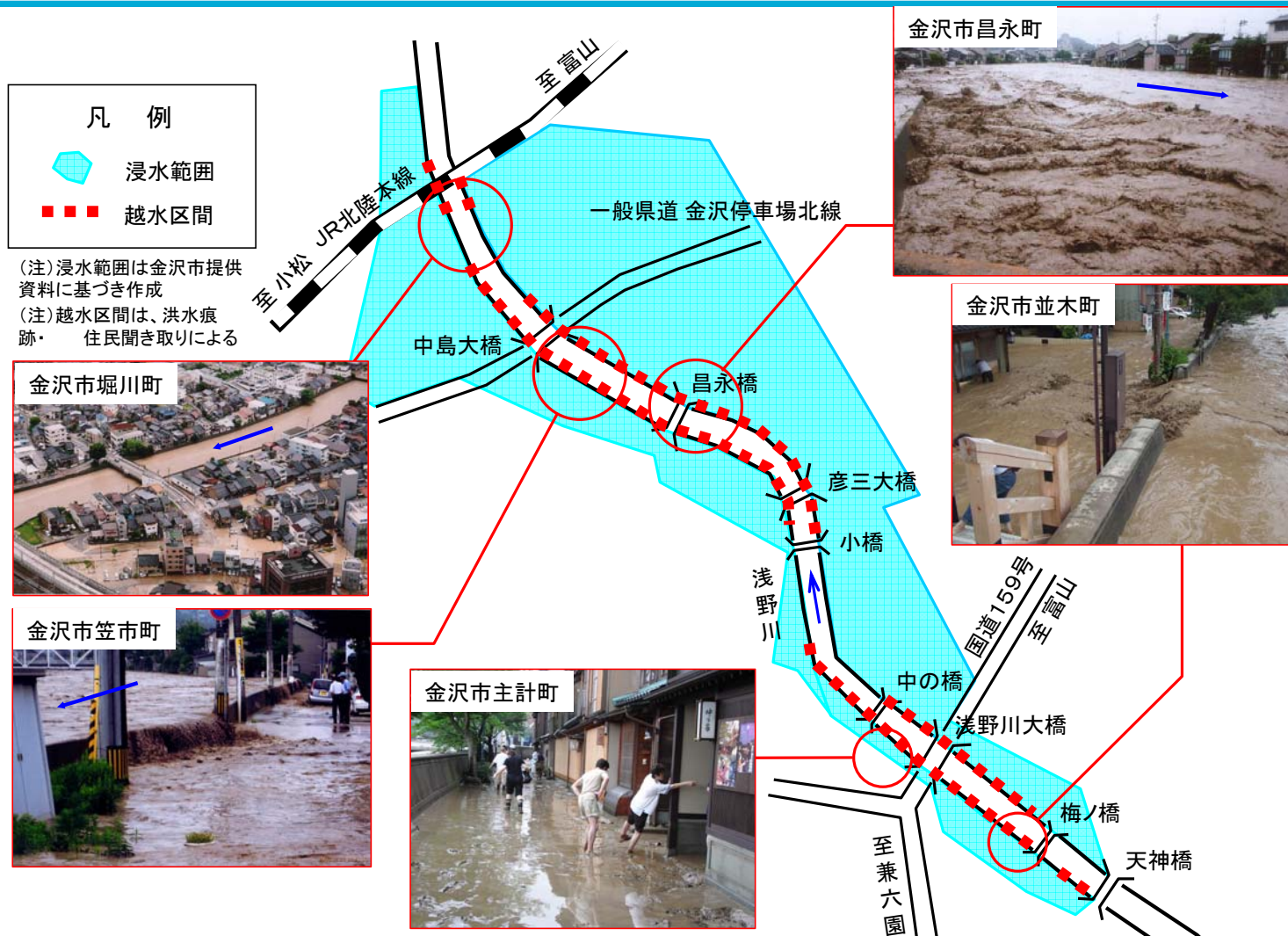
岡崎市では **床上浸水620戸**、**床下浸水705戸**、
幸田町では、**床上浸水24戸**、**床下浸水23戸**の浸
水被害が発生。

9/10 17時愛知県発表

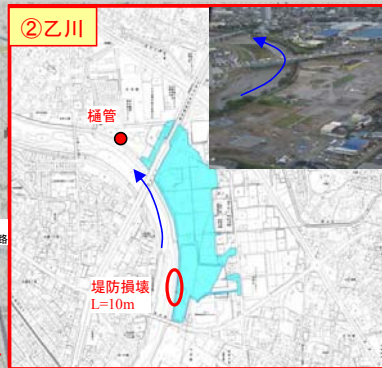
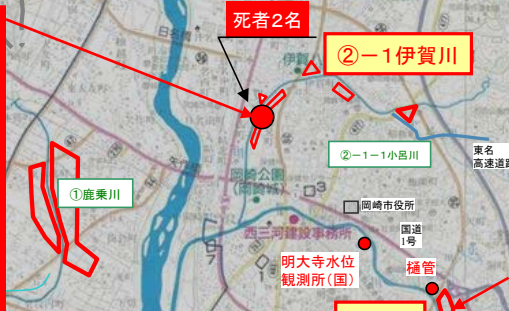
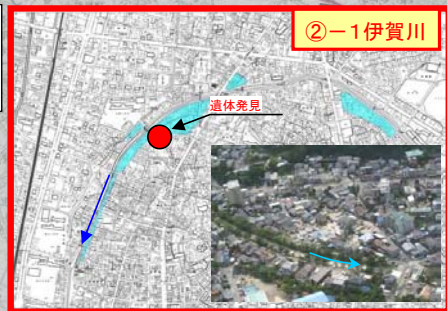
浅野川天神橋地点での過去水位変化との比較



◇金沢市街地の浸水範囲



H20.8.28-29前線による出水状況図【愛知県(岡崎市、幸田町近辺)】



水系名	河川名	No.	河道	場所	原因	浸水開始(被災) 推定時刻	人の被害	浸水状況(棟) 床上 床下	備考	
矢作川	鹿島川	①	掘込	1.2k~1.5.5kp	左岸	洪水	8/29 1時	無	22 664	
	乙川	②	有堤	5.2kp	右岸	内水	8/29 未明	無	17 41	堤防決壊L=10m
	伊賀川	②-1	有堤	1.4k~3.2kp	左岸	洪水	8/29 1時	無	274 157	(死者2名)
	小呂川(灌用)	②-1-1	有堤	伊賀川合流部		洪水	8/29 1時	無	106 0	
	竜泉寺川	②-2	掘込	1.0kp	(御家中)		8/29 4時	無	— —	落橋
	広田川	③	有堤	16.0kp	左岸	堤防決壊	8/29 未明	無	19 219	堤防決壊L=80m
	占部川	③-1	有堤	8.5kp付近	右岸	内水	8/29 1時	無	440 328	
	砂川	③-2	有堤	2.2k~3.0kp	左岸	内水	8/29 1時	無	49 232	
								927	1,641	

※愛知県河川課提供資料
(9/17 18:00現在)
を基に作成
(浸水範囲は、外水による浸
水範囲を中心にとりまとめ)



中小河川における局地的豪雨対策WG（第1回）

【共通確認事項】

「局地的豪雨」のキーワード：「中小河川の流域」「短時間かつ局所的に発生」「急激な河川の水位上昇」「防災対応が難しい」
また、課題に対する対応については、短期・中期・長期と具体的に期間を区切って対策を取りまとめる。

課 題	各委員からのご意見
■ 急激な水位上昇に対して、現行のシステムでは的確な避難活動（避難情報の発信含む）が困難であった。 ・ 浅野川（石川県管理河川：市街地上流流域面積は約 6.5 km²）における避難判断水位は、過去の洪水（平成 10 年 9 月洪水）から、危険水位到達までに避難するための所要時間 60 分を考慮し、危険水位 - 50 cm に設定されている。 ・ 7 月 28 日の洪水においては、避難判断水位到達から危険水位到達までの到達時間が約 10 分と極めて短時間であり、対応が困難であった。	○ 局地的な集中豪雨は、決して特異な事象ではない。 ○ 従来の水位からの水防体制あるいは市町村への情報周知では対応できない事象である。 ○ 小流域は、降雨と流出量の関係は比較的単純なことから、事前にどの程度の降雨があればどれくらいの流量あるいは水位になるか、データを整理しておくことが危機管理上有効である。 ○ 局地的な集中豪雨の降雨・流出予報は非常に難しいが、予測に向けた技術開発等の取り組みが必要である。 ○ 今回のような洪水において、正しい避難行動がとれるようにするための水害リスク情報を事前に示しておく必要がある。 ○ 避難勧告等の伝達手段としてエリアメールというツールは一つの有効な手段になると考える。
■ 急激な水位上昇に対して、現行のルール、体制では陸閘等の河川管理施設の的確な操作がとれなかった。 ・ 浅野川では、急激な水位上昇を経験したことが無く、一部の陸閘等について閉鎖操作が遅れるなど、河川管理施設の操作についての的確な対応がとれなかった。	○ 施設の操作時間の確保、班編制等の人員の確保、施設の自動化等の対応が必要である。 ○ 河川管理者は、空振りを恐れず早めに施設操作を行うべき。
■ 平常時の対応（適切な維持管理、防災情報・意識の共有等）が十分ではなかった。 ・ 乙川（愛知県管理河川：市街地上流流域面積約 1.93 km²）において、日常の管理が不十分な事例が見られた。 ・ 伊賀川（愛知県管理河川：市街地上流流域面積約 8 km²）においては、水位計が設置されておらず、被害状況の把握に時間を要し、対応が後手に回った。 ・ 情報発信に時間を要するなど、河川管理者、市、住民がともに未経験の事象に直面し混乱した。	○ ローカルだからこそ、活かせる地域防災力のあり方という視点が必要である。（防災リーダーの育成など） ○ 当該河川の氾濫特性等について、平時より地域住民と情報を共有しておく必要がある。 ○ 平常時から施設の操作の訓練、降雨に対する河川管理者として判断力を養う訓練が必要である。 ○ 雨域の移動等を常時監視（24 時間）する体制も検討する必要がある。

中小河川における局地的豪雨対策WGスケジュール

9月24日（水） 第1回WG

- ・局地的豪雨に伴う洪水の概要（浅野川、伊賀川、乙川）
- ・中小河川における局地的豪雨に伴う急激な水位における河川管理上の課題抽出と論点整理

10月（日程調整後決定） 第2回WG

- ・対応方針（案）について

11月（日程調整後決定） 第3回WG

- ・報告（案）について

12月 社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会に報告

中小河川における局地的豪雨対策WG規約

(名称)

第1条 本会は、「中小河川における局地的豪雨対策WG」（以下、「WG」という。）と称する。

(目的)

第2条 WGは、局地的集中豪雨が頻発していることにより、中小河川における急激な水位の上昇に伴う洪水における河川管理上の課題を明確にし、今後の対応方策の検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、小委員会に属する委員、有識者及び行政関係者のうちから、河川局長が任命する。

(WG)

第4条 WGには座長をおき、WGに属する委員のうちから、河川局長が指名する。

2 座長は、議長としてWGの議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、WGに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 WGにおける議論の要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公表するものとする。

5 座長は、検討を終了したときには、速やかに検討結果を社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会に報告するものとする。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、河川局治水課におく。

2 事務局は、WGの運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この規約は、平成20年9月24日から施行する。